

平成24年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月20日（木曜日）

◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	認定第1号	平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定
3	認定第2号	平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
4	認定第3号	平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
5	認定第4号	平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
6	認定第5号	平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定
7	認定第6号	平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
8	認定第7号	平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定

◎出席議員（7名）

2番	松崎政利君	3番	菅谷誠君
4番	森一彦君	5番	津久井精一君
6番	大谷友則君	7番	長谷川勝夫君
8番	藤田博規君		

◎欠席議員（2名）

1番	杉野好行君	9番	小野木英毅君
----	-------	----	--------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君	
副町	長	石田貢君	
教育委員	長	前川啓一君	
教	育	長	菅原裕一君
農業委員	会	長	竹下昌徳君

代表監査委員	山口浩司君
総務課長	山本芳博君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	吉村進君
福祉課長	高井伸夫君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	柄崎明久君
子育て支援所長	高倉明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開議宣告

- 藤田副議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田副議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
和田事務局長。
- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
1番杉野好行議員及び9番小野木英毅議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。
以上です。
- 藤田副議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田副議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

◎ 認定第1号～認定第8号

- 藤田副議長 日程第2 認定第1号平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第8 認定第7号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。
認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して提出理由の説明を求めます。
石田副町長。
- 石田副町長 認定第1号平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成23年度豊頃町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上7会計の決算について一括御説明いたします。

各会計の決算につきましては、平成24年9月3日付で平成23年度豊頃町一般会計外6特別会計の歳入歳出決算審査意見書の提出を町監査委員より受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計ごとの歳入歳出決算書及び関係書類に意見書を付して議会の認定を受けるものであります。

平成23年度の予算編成におきましては、国の新成長戦略に基づき、前年度に引き続き、財政比率を堅持してまいりました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、震災復興予算等が組まれる中、国の動向に配慮しながらの予算執行となりました。

地方財政は経済財政状況の見通しを踏まえて、予算編成を行う中期財政フレームにより、国債発行の抑制、抜本的な税制改革、基礎的財政収支の改善を目標としており、町財政においても現下の経済情勢を踏まえながら、国の地域活性化、雇用、子育て施策による関連予算措置などの中で、第5次豊頃町行政改革大綱に基づき、中長期的な財政運営の安定を図るため、歳出経費全般についての見直しや、町債の累増を抑制しながら、財源の重点的・効率的配分に努めてまいりました。

また、東日本大震災で姉妹都市の福島県相馬市など、被災地・被災者に対し、迅速かつ積極的な支援を行うと同時に、本町における漁業関係施設被害などの早期災害復旧に努め、防災機能対策にも取り組むとともに、福祉、医療、教育、農林水産、土木、商業など、緊急性の高い事業執行に取り組んでまいりました。

平成23年度予算の執行状況につきましては、主要な施策を決算認定主たる成果説明書に掲げさせていただきました。

それでは、平成23年度決算認定主たる成果説明書により御説明申し上げます。

予算執行状況につきましては、1ページの第1表のとおりであります。一般会計外6特別会計の歳入歳出差引額は1億94万5,000円で、このうち、平成24年度に繰り越すべき財源は625万4,000円となり、実質収支は9,469万1,000円、うち、翌年度繰越分は5,349万1,000円で、決算剰余積立金は4,120万円であります。

次に、2ページ、第2表、一般会計財政収支の状況におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断比率は、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指数においても早期健全化判断基準を下回っており、本町の財政運営は健全な状況にあると言えます。

歳入は49億6,649万円、歳出は48億9,877万6,000円となり、単年度収支は1,261万3,000円あります。また、年度末の地方債現在高は49億4,266万3,000

円となり、実質公債費比率は過去3カ年平均で12.3%となっており、このことを十分認識し、今後の投資的事業を検討しながら財政運営の健全化に努めてまいります。

次に、3ページ、第3表、一般会計歳入歳出決算構成表の各款別の歳入状況につきましては、収入済額で対前年度比3.8%の減となりました。その主なもののうち、1款町税の減は、固定資産税のうち償却資産によるものです。9款地方交付税の減は、国勢調査人口の減少に伴うものです。11款分担金及び負担金の増は、繰越明許費事業及び道営負担事業によるものです。13款国庫支出金の減は、情報通信基盤整備事業及び公共投資臨時交付金によるものです。14款道支出金の増は、介護基盤緊急整備等特別交付金事業によるものです。17款繰入金の増は、新たに設置した教育振興基金及び行政情報化推進基金への積み立てによるものです。19款諸収入の増は、中小企業融資運用資金による貸付金元利収入によるものです。20款町債の増は、過疎対策債によるものです。

次に、4ページ、各款別の歳出状況は表のとおりで、その性質別内容は5ページ、第4表、一般会計性質別歳出決算額に掲げましたが、歳出合計で対前年度比3.9%の減となりました。その主なもののうち、投資的経費の普通建設事業につきましては、前年度における情報通信基盤整備事業の完了によるものであります。

なお、一般会計、人件費の内訳につきましては、6ページ、第5表のとおりであります。

次に、7ページの第6表は、一般会計歳出決算節別集計表の内訳でございます。

8ページから13ページまでの第7表は、一般会計歳出予算、負担金補助及び交付金の内訳であります。

14ページから87ページまでは、主要な施策の成果内容であります。

15ページの人事管理で職員数を掲げましたが、平成23年度末一般職員数は81人で、前年度末職員数と比較して1人の増となっており、今後も適正な定員管理に努めてまいります。

18ページ、町有林管理では、造林、皆伐など、町有林の整備事業。

19ページ、地方振興事業では、協働のまちづくり地域提案支援事業、新規施業支援と、産業振興事業補助、町外通勤者への助成、住宅用太陽光発電システムの導入補助、豊頃駅トイレ改修工事、旧茂岩河川事業所宿舍等解体除去工事、及びはるにれ友遊館外構工事を。

21ページ、企画振興事業では、姉妹都市誘致企業ふるさと会との交流事業。

23ページ、電算情報管理では、電算管理システムの改修を。

25ページ、町税の収入実績につきましては、不納欠損処分を差し引いた収入未済額が1,013万3,780円、収納率97.9%、前年の実績を0.1ポイント下回る結果となりました。今後も、収納率を向上させるため一層努力してまいります。

29ページ、社会福祉では、高齢者世帯等への福祉灯油の支給を。

31ページ、老人福祉では、福祉タクシー乗車券の交付及び地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設事業補助、及びとよころ荘スプリンクラー整備事業補助。

4 0 ページ、福祉医療では、中学生までの乳幼児医療費助成を。

4 2 ページ、福祉バス関係では、コミュニティバスの運行業務の委託を。

4 4 ページ、児童福祉では、小学校等の入学祝い金の支給を。

4 6 ページ、保健指導では、各種健診事業の費用負担軽減を。

5 1 ページ、農業振興対策では、暗渠排水の緊急農地基盤整備事業。エゾシカによる鳥獣被害対策緊急支援補助。農道明渠の維持補修、団体営土地改良事業、道営土地改良事業、中山間地域対策事業、営農資材費等高騰対策事業、家畜飼養用水緊急支援対策事業及び移住・定住対策の農業体験住宅建設事業。

5 6 ページ、畜産振興対策では、堆肥処理施設整備促進事業補助、指定管理者による町有牧野施設管理、運營業務の委託及び緊急時搾乳機器洗浄水確保施設整備事業。

5 9 ページ、林業振興対策では、未来につなぐ森づくり推進事業。有害鳥獣駆除の助成。エゾシカ対策で十勝川河畔林伐採事業、及び林道治山整備維持補修事業。

6 1 ページ、水産業振興対策では、さけ増殖事業。種苗中間育成事業。水産物鮮度保持施設整備事業及び砕氷施設整備などの沿岸漁業構造改善対策事業。

6 4 ページ、商工振興対策では、中小企業資金融資事業。プレミアム付特別商品券発行事業。物産直売所整備事業。地域バイオマス利活用交付金事業、及緊急雇用創出推進事業。

6 6 ページ、観光振興対策では、観光団体イベントへの助成、及び観光施設維持管理を。

6 7 ページ、道路維持管理では、町道の維持管理、補修及び改修工事。道路新設改良事業では、国庫補助事業等による町道整備を。

6 8 ページ、公営住宅管理では、町営住宅の塗装改修等の整備を。

6 9 ページ、河川管理では、河川改修維持補修事業。施設管理では、公園等の維持管理及び仲介施設等の塗装改修工事を。

7 1 ページ、災害対策では、防災ハザードマップの作成、大津漁港潮位観測装置の修繕、大津地区築山の整備、及び排水機場等の維持管理、及び東日本大震災による姉妹都市等への災害義援金並びに被災者の受け入れ支援を。

7 3 ページ、教育総務関係では、高等学校等就学助成を。

7 5 ページ、学校教育では、豊頃、大津小学校体育館の屋根改修工事などの教育施設の整備、及び小中学校修学旅行費用の助成を。

7 7 ページ、社会教育事業では、青少年、町民芸術鑑賞会及び文化講演会の実施を。

8 5 ページ、学校給食では、小中学校卒業記念会食及びふるさと給食の実施を。

8 6 ページ、災害復旧対策では、大雨による公共土木施設、林業施設の災害復旧及び東日本大震災による大津漁港の災害等廃棄物処理、水産物共同利用施設等災害復旧事業。公債費では、地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設事業補助金の精算払いに充てるため、1億5,000万円の一時的借入れを行いました。

次に、88ページからは国民健康保険特別会計など6特別会計の財政収支の状況及び事業の執行状況であります。

各特別会計の決算状況は、90ページ、国民健康保険税の収納率が93.2%、99ページ、介護保険料の収納率が98.9%、101ページ、後期高齢者医療保険料の収納率が98.9%、102ページ、医療施設関係では、X線装置等の更新整備を。103ページ、簡易水道事業では、水道使用料の収納率が99.1%で、施設の更新等の工事を。105ページ、公共下水道事業では、下水道使用料の収納率が98.7%で、汚水管渠の改修工事を実施いたしました。今後も、町税と同様に、収納率を向上させるため収納対策を強化し、公平な利用料金等の収納に努力してまいります。

なお、平成23年度の簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率においても、町監査委員の経営健全化審査意見書のとおり、経営健全化基準を下回っており、事業経営は健全な状況にあると言えます。

以上、平成23年度各会計の決算について概要を申し上げましたが、限られた財源の中で効率的な予算配分に努め、町民の福祉向上を図るべく、適正な予算執行に努めてきたところであります。

地方財政は、いまだ景気回復が先行き不透明な中、一般財源の総額は確保されているものの、国の財政は歳出が税収等を上回る状況にあり、本町においても町税等の収入増が見込めないなど、引き続き財政運営は厳しい見通しになっております。

本町は、第4次豊頃町まちづくり総合計画を効率的・効果的に実行するため、今後も計画的な健全財政を維持し、第5次豊頃町行政改革大綱に基づき、農地基盤の整備や森林保全、漁業振興対策による第1次産業の支援、商品券発行事業による商工業の支援、若者等の定住化や子育て支援対策としての各種助成制度及び高齢者福祉対策の充実などに重点を置き、積極的に推進し、安らぎと温もりのあるまちづくりを町民との協働で実現するため、より発展的な調整の運営に一層努力してまいりますので、御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

●藤田副議長　ここで、お諮りします。

認定第1号から第7号に至る平成23年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田副議長　異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第7号に係る平成23年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の7件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに

決定いたしました。

認定第1号平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について審議をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書、9ページをお開きください。

平成23年度豊頃町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1 款町税、1 項町民税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 項固定資産税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 項軽自動車税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 項町たばこ税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 項地方揮発油譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款利子割交付金、1 項利子割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款配当割交付金、1 項配当割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款地方交付税、1 項地方交付税。

3 番菅谷議員。

●菅谷議員 国から定められた地方交付税の額というのは幾らですか。

●藤田副議長 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

●藤田副議長 再開します。

山本総務課長。

●山本総務課長 失礼しました。

地方交付税の額につきましては、歳入の決算書に記載のとおり、普通交付税については22億7,625万9,000円、特別交付税については2億6,565万2,000円でございます。

●藤田副議長 次に進みます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金。

(質疑なし)

●藤田副議長 11款分担金及び負担金、1項分担金。

(質疑なし)

●藤田副議長 2項負担金。

(質疑なし)

●藤田副議長 12款使用料及び手数料、1項使用料。

(質疑なし)

●藤田副議長 2項手数料。

(質疑なし)

●藤田副議長 13款国庫支出金、1項国庫負担金。

(質疑なし)

●藤田副議長 2項国庫補助金。

(質疑なし)

●藤田副議長 3項委託金。

(質疑なし)

●藤田副議長 14款道支出金、1項道負担金。

(質疑なし)

●藤田副議長 1項道負担金。

(質疑なし)

●藤田副議長 2項道補助金。

(質疑なし)

●藤田副議長 3項委託金。

(質疑なし)

●藤田副議長 15款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●藤田副議長 2項財産売却収入。

5番津久井議員。

●5番津久井議員 カラマツの伐期の時期がもう来ていると思いますし、また、年々売り払っているのではないかというふうに思います。町はこの売り払いについて随意契約がほとんどのようです。いろいろ話聞きますと、随意契約と競争入札、競争入札はやっていないわけですが、随意契約ですと、かなり豊頃町の売却収入というのですか、話を聞くと低いように感じられるわけですが、その辺の対応の仕方はなぜ随意契約なのか、お聞きしたいと思います。

●藤田副議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 カラマツでございますが、豊頃町では町有林では大体50年を伐期として現在伐採をしております。それぞれカラマツについては市場価格が変わっておりますので、市場のいい時期にできるだけ売却をしようとしてございます。

ただ、間伐等手入れだとかございますので、そういうものについては、混みぐあい、それから年数時期等で間伐をさせていただいて、それぞれ手入れをさせていただいているところでございます。

今、お話のその皆伐にかかるものでございますが、現在は森林組合に随意契約をしております。豊頃町では森林組合ということで、工場を持って、それぞれ従業員を抱えて工場の用材等の確保に努めていたということで、それぞれ随意契約をしながら森林組合に契約をしているところでございます。

ただ、森林組合等についても御承知のとおり十勝広域森林組合ということで、工場については現在池田町に9月から工場が新設をされるということになりました。本町では事務所のみということでございます。今後、随意契約、それから競争入札それぞれ検討させていただきながら、やはり皆様の財産でございますので、より高い方向に向かっていきたいというふうに思っております。

ただ、現在の売り方が安いのかと言いますと、それぞれ我々も調査をさせていただいて市場価格をにらみ、そして民間の動向を調査をしながら、これでないと売れないですよという中で、決して安い価格では売っていないというふうに思っております。

●藤田副議長 5番津久井議員。

●5番津久井議員 実は、いろいろな話を聞くと、やはりうちの売り方というのはかなり安いというような話を聞きます。森林組合は中央森林組合がうちの配下の森林組合ですが、実はほかの町村の森林組合もかなり町内に入ってきて材木を買っているということです。

そこで、うちの森林組合がまず買えないと、ほかの町の森林組合が来てもう買われてしまうというような状況の中で、これを見てもかなりうちの森林組合は安いというふうに、皆さんが言っているのですよ。今、前向きに競争入札を考えていくということですから、今後やはりこういうせっかく先人の方々がつくり上げてきた財産ですから、少しでも町民のために高いお金で売ると

というのがやはり基本ではないかというふうに思います。適正な価格で販売していただきたいというふうに思います。

●藤田副議長 宮口町長。

●宮口町長 今、森林組合との随契の件ですけれども、津久井議員の御指摘のとおり、競争入札をすればそれなりに努力をすれば高く売れることも可能性があろうかと思えます。しかし、今までの過去の歴史といえますか、森林組合に対する育成、私の町では2,600万円超える出資をしております、そこに働く従業員等々につきましても、本来であれば森林組合独自で事業経営しなければならないと思えますけれども、そういった歴史的な過程、さらにはできるだけやはりそこで働く方が、地元の方も多いのですけれども、努力されて経営の安定を図ることが第一の目的であります。仮にもし、そういった随契でないほかの契約に基づくと、確かに一時的には町の財政は潤うかもしれませんが、将来にわたって安心して下刈りとか、造林とか、いろいろな意味で総体的に考えると今の形になってきたようなことであります。

今、担当課長が申しあげましたように、今後やっぱり競争入札といいたまうか、契約のほうにも前向きに考えて、津久井議員の御指摘のとおり、将来検討していかなければならないというふうに考えております。

今やっているのはそういう形で、先ほども言いましたとおり、長い歴史的な過程でございますので、そういったことだというふうに思っております。今後は十分前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田副議長 次に進みます。

16款寄附金、1項寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 17款繰入金、1項繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 18款繰越金、1項繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2項預金利子。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3項貸付金元利収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4項受託事業収入。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 5項雑入。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 20款町債、1項町債。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 質疑なしと認めます。
次に、33ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。
1款議会費、1項議会費、1目議会費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目文書広報費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目財産管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4目町有林管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5目地方振興費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 6目生活安全推進費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 7目企画費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 8目地籍管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 9目電算情報管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 10目簡易郵便局費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2項徴税费、1目税務総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。
(質 疑 な し)

- 藤田副議長 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目知事・道議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目町議会議員選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4目町農業委員会委員選挙費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5項統計調査費、1目統計調査費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 6項監査委員費、1目監査委員費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目長寿社会振興費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目老人福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4目障害者福祉費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5目老人医療費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 6目福祉医療費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 7目福祉バス等管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 8目後期高齢者医療費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2項児童福祉費、1目保育所費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目子育て支援費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目学童保育所費。
(質 疑 な し)

- 藤田副議長 4目児童措置費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3項災害救助費、1目災害救助費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目保健センター管理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目保健指導費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4目乳幼児等医療費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5目清掃費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 6目し尿処理費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2目農業総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3目土地改良総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 4目道営事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 5目中山間地域対策費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 6目団体営事業費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 2項畜産業費、1目畜産業費。
(質 疑 な し)
- 藤田副議長 3項林業費、1目林業総務費。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 2目林道整備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3目治山事業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4項水産業費、1目水産業総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2目観光費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2目除雪費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3目国庫補助道路整備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3項住宅費、1目住宅管理費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4項河川費、1目河川総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5項施設費、1目施設管理費。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 この中で委託料で茂岩山のパークゴルフ場の管理ということで金額650万円くらいなっているのですが、これ具体的にどういう管理をされているのか。そして、草刈りやなんかやっているのでしょうか、回数だとか、それを詳しく教えていただきたいと思うのですが。

●藤田副議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 ただいまの茂岩山パークゴルフ場管理の委託業務ですが、基本的には草刈りは週1回ということになっております。それとパークゴルフ場の来客者の料金徴収、その他、用具の貸し出し、そういうものが一切含まれております。

●藤田副議長 次に進みます。

●藤田副議長 6項公共下水道費、1目公共下水道総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款消防費、1 項消防費、1 目消防費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 項災害対策費、1 目災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目教育研究所費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 目学校保健費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 目スクールバス管理費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 項小学校費、1 目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 項中学校費、1 目学校管理費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目教育振興費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目文化振興費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 目図書館費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 目える夢館費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目体育施設費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 目学校給食費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 0 款災害復旧費、1 項農業用施設災害復旧費、1 目災害調査費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 項公共土木施設災害復旧費、1 目災害調査費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目現年災復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 項水産業施設災害復旧費、1 目過災復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 項林業施設災害復旧費、1 目現年債復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 項林業施設災害復旧費、1 目現年債復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 目利子。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 目公債諸費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 次に、1 3 0 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。
。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。

1 ページから 5 ページまでの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページから 9 ページまでの物品についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、10ページから12ページの基金構築物及び通信放送施設について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 歳出のところでお聞きいたしたかったですけれども、72ページ、73ページです、保健指導員の中の扶助費の中で、人間ドックと次のページにまた人間ドックと書いて16万五千何がしあるのですけれども、これ成果説明書の中で、どれが人間ドックに、どちらがどうなっているのかちょっと理解できないものですから。

●藤田副議長 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

●藤田副議長 再開します。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 お答えいたします。

御指摘の72ページの委託料に出てくる人間ドックといいますのが、これ医療機関に支払われるものでございます。国民健康保険加入者が人間ドックを受けた場合、医療機関に支払う委託金でございまして、扶助費のところに出てくる人間ドックというのは、支払った者に対して町が補てんするという性質のもので、同じ人間ドックに対して医療機関に払うものと個人負担に対して払うものということで、二つの構えになっているということでございます。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 理由はわかりましたけれども、この46ページの成果説明書の中で、これ人間ドック随分ありますよね。これはどちらに入るのですか、いわゆる150万円のほうへ入るの、それとも委託料のほうへはいるのですか。

●藤田副議長 高井福祉課長。

●高井福祉課長 成果説明書の46ページに記載されているものは、現在行われている健診の書類と受診者の人数でございます。これらは巡回及び人間ドックというふうに記載されておりますけれども、これは例えば胃がん検診は巡回ドックでも人間ドックでも受けられますよという意味で、その人数が記載されているものでございます。

先ほど言いました委託料というのは、例えばAさんが人間ドックを受けて例えば胃がん検診を受けた場合の受診料ですね、それをその病院にお支払いするという医療費が委託料です。扶助費というのは個人負担に対しても町である程度の補てんがありますので、その個人に対しての補助ということでございます。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そうしますと、扶助費の中で16万五千何がしは、それは何人の方に支払われていますか。

●藤田副議長 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時54分 再開

●藤田副議長 再開します。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 大変お時間をいただきましてありがとうございます。

都合14名の方に対する扶助費の支出でございます。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

4番森議員。

●4番森議員 45ページの電算情報管理費、この中の報償費3万円、電波監視員謝礼となっておりますが、どんなためにこれが必要なのか、ちょっと中身がよくわからないので、お聞きしたいと思います。

●藤田副議長 佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答え申し上げます。

平成23年から私のほうで光ケーブルを通じて、新たに発生をしました地上デジタルテレビの難視世帯に対応したところであります。あわせて、従来から協調施設を利用してごらんをいただいていた特に末広、栄町の世帯、この両エリアの方々に対しましては、私どもNHKと応分の負担を割って、私どもは民放分に責任を持って、NHKは2局に責任を持ってということで、それぞれ受送信設備を設置し、町が中心になって管理をしております。その光ケーブル以外の受信装置、あるいは受信をされている方に対しましては、緊急時と特に選挙放送等で不備があってはならないというようなことで、日常的に電波の受信状況をそのエリアにお住まいの方に監視をしていただくという方を1名委嘱をさせていただいております。

ですから、監視専用のモニターテレビを御自宅に配置をさせていただいて、通常見ていただくテレビとは別に、できるだけ常時ごらんをいただくようお願いをする中で、非常にささやかな金額ではございますけれども、年間3万円ということで報酬をお支払いをして、いざ何かあればすぐ私どもか、あるいはNHKへ直接御連絡をいただくというような方式をとっております。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今、歳出全般にわたってということでございますので、決算認定から成果説明書のほうについても御質疑してよろしいでしょうか。

●藤田副議長 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

●藤田副議長 再開します。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 大変失礼とは思いますが、成果説明書という中で、実は、55ページに土地改良事業の償還金ということで、これは国と道にいわゆる償還するのでしょうか、173万2,000円、実はこれあるわけですが、これは自治法によってこういう措置をとったのでしょうか、実際に納入してくださいというその督促もやられたのだと思いますけれども、それらについて、もしわかっているのであればその範囲内をちょっと教えていただきたいと思うのです。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 お答えをさせていただきたいと思います。

土地改良事業の償還金、国営事業、道営事業ということで不納欠損173万2,343円をさせていただきました。これらの取り扱いについて大変申しわけなく思っております。国営事業でございますが、これについては昭和49年から60年の国営長節地区でございます、農地造成848ヘクタール、道路明渠等をそれぞれ6条、7条という形の中で、そして雑用水、現在、廃水路で使われておりますが、そういう開発事業をやった事業のうちの20ヘクタールを農地開発を行った受益者でございます。国営事業御承知のとおり、60年に終わります、61年から平成12年までの15年の償還、うち3年据え置きでございますが、この方につきましては、開始から平成8年までお支払いをいただいております、11年間で316万8,000円余りを償還を行っております。

ただ、平成9年以降、この農地開発について、それぞれ効果が見られない、そして、放牧採草がしづらいということで再整備を要求されたり、毎年徴収にうかがっておりますが、なかなかお納めいただけなかったと。そして平成18年にちょっとかなり重い病気にかかり、平成23年にお亡くなりになったと。その5年間については、徴収を行っていないということで、それぞれ地方自治法の規定によって不納欠損を平成23年10月12日にさせていただきました。

それから、もう1件、道営負担事業でございますが、この件につきましても平成11年から15年までの中山間の豊頃地区と道営でございますが、総面積1,103ヘクタールの暗渠事業を行った地域でございます、平成14年に暗渠排水事業6.9ヘクタールを行った受益者1名でございます。平成14年度施行後、道営はその年に償還になりますので、請求を行ったところ、

受益者からは設計の段階での確認が私にはされていない。そのまま工事にかかって工事の完了についても私の意にそぐわない配線となったというところで、この件につきましても再施行をするのであれば、支払うということで、かなりもめてございました。平成17年9月に私と副町長にもおいでをいただいて、それぞれ話し合いを行いました。平行線をたどり、これを最後に徴収行為を行っていないということでございます。これにつきましても、5年間の時効消滅という形で、23年9月28日に不納欠損処理させていただいたということで、非常に申しわけなく思っているところでございます。

国営事業につきましては、これを教訓にしながら最近行われまして二宮地区については、すべて繰上償還を行うというような措置をとってございますし、道営事業についても再発防止のため農協等調整をしながらやらせていただいておりますし、道営事業の監督等も十分連絡調整をしながら、この再発防止につなげていきたいという考えで、今道営事業、土地改良事業を行わせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

11時15分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、5ページをお開きください。

平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに

質疑を受けます。

1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款前期高齢者交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7 款共同事業交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 10 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 11 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、13 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款保健給付費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款後期高齢者支援金等。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款前期高齢者納付金等。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款老人保健拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6 款介護納付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7 款共同事業拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 0 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 1 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、24 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、13 ページの基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は、認定すべきものと決定しました。

認定第3号平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算書、30ページをお開きください。

平成23年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、36ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款保健給付費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に45ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、15ページの物品及び基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定しました。

認定第4号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審議をします。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、51ページをお開きください。

平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款広域連合支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、53 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、56 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定しました。

認定第5号平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算書、62ページをお開きください。

平成23年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入。

(質疑なし)

●藤田副議長 2 款繰入金。

(質疑なし)

●藤田副議長 3 款繰越金。

(質疑なし)

●藤田副議長 4 款諸収入。

(質疑なし)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、64ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款医院費。

(質疑なし)

●藤田副議長 2 款診療所費。

(質疑なし)

●藤田副議長 3 款歯科診療所費。

(質疑なし)

●藤田副議長 4 款公債費。

(質疑なし)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、69ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、17ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、18ページの商品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定すべきものと決定しました。

認定第6号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算書、75ページをお開きください。

平成23年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、77 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款予備費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、82 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。19 ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、20 ページの工作物について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定すべきものと決定しました。

認定第7号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算書、88ページをお開きください。

平成23年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、90ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 款公債費。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 3款予備費。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、95ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。21ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、22ページの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定すべきものと決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田副議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

副議長

署名議員

署名議員